

令和 8 年 度 (2026 年 度)

第 65 回 岡山県高等学校総合体育大会

ゴルフ競技の部 (個人・団体)

岡山県高等学校体育連盟ゴルフ専門部

開催日 令和 8 年 5 月 29 日
会 場 鬼ノ城ゴルフ倶楽部

ローカルルールと競技の条件

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ (規則 18.2)

アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。

2. ペナルティーエリア (規則 17)

ペナルティーエリアの縁がコースの境界と一致する地点をプレーヤーの球が最後に横切ってからそのペナルティーエリアの中で見つかるか、そのペナルティーエリアの中にとまった事が分かっているか、事実上確実な場合反対側救済を受けることが出来る。

「ペナルティーエリアのためのドロップゾーン」

ペナルティーエリアのためのドロップゾーンが設置される場合、1 打の罰に基ずく救済の追加の選択肢となる。

ドロップゾーンは救済エリアであり、球はその救済エリアにドロップされ、その救済エリアに止まらなければならない。

3. 異常なコース状態 (動かせない障害物を含む) (規則 16)

(a) 修理地

- (1) 白線で囲まれた区域
- (2) 張芝の継ぎ目

(b) 動かせない障害物

- (1) 白線の区域と動かせない障害物が繋がれている場合、ひとつの異常なコース状態として扱われる。
- (2) 人工の表面を持つ道路に隣接している U 字排水溝はその道路の一部として扱う。
- (3) カート道路は 2 本の電磁誘導線の間も含め全幅を持ってプレー禁止区域の動かせない障害物とする。プレーヤーの球がカート道路にある場合や、意図するスイング区域・スタンスの物理的障害となる場合は、(16.1a) による救済を受けなければならない。

(c) 地面に食い込んだ球

規則 16.3 は次のように修正される：バンカーの上方の積み芝の面・土の法面 に食い込んだ球について罰無しの救済は認められない。

4. 不可分な物

次の物は不可分な物であり、罰無しの救済は認められない。

- (a) 樹木や他の常設物に密着させてあるワイヤー・ケーブル・巻物・その他の物
- (b) ペナルティーエリア内にある人工的な護岸やパイリング (枕木等の構築物)
- (c) 6 番ホールバンカーに隣接した階段は不可分の部分とする。

5. クラブと球

(a) 適合ドライバーヘッドリストを適用する。

プレーヤーがストロークを行うために使うドライバーは R&A が発行する最新のドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッドを持つものでなければならない。

(b) 溝とパンチマークの仕様を適用する。

ストロークを行う時、プレーヤーは 2010 年 1 月 1 日に施行された用具規定の溝とパンチマークの仕様に適用するクラブを使わなければならない。

(c) 適合球リストを適用する。

ストロークを行う時、使用する球は R&A が発行する最新の適合球リストに掲載されていなければならない。

6. プレーの中断（規則 5.7）

差し迫った危険のための即時中断は、1 回の長いサイレン

危険な状態では無い中断は、3 回の連続する短いサイレン

プレーの再開は 2 回の連続する短いサイレン

尚、中断の合図があった時はコース案内者及び競技委員の指示に従う事。

注：危険な状態のための即時中断する場合、全ての練習区域は委員会がプレーを再開するまで閉鎖される。

7. 練習（規則 5.2）

終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習する事を禁止する。

終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がす事によってパッティンググリーン面をテストしてはならない。

8. 移動

プレーヤーは動力付の移動機器に乗車する事が出来る。

なお、カート運転手が配置された場合、その運転手は旗竿を持つ事や球を拭くなどのキャディー業務は行わないが、ゴルフ規則ではプレーヤーのキャディーとして扱われる。

9. キャディー

正規のラウンド中、プレーヤーのキャディー使用は禁止する。

2023 年 1 月施行の規則変更

規則 11.1b (2) は修正され、パッティンググリーンからプレーされた球が虫、そのプレーヤー、そのストロークを行う為に使用されたクラブにあたった場合、その球はあるがままにプレーしなければならず、そのストロークを再プレーしてはならない。

規則 4.1a (2) ラウンド中に損傷したクラブの使用、修理、交換

規則が修正され、クラブを乱暴に扱ったことによる損傷でなければ、プレーヤーは損傷したクラブを取り替えることが認められる。

規則 6.3b (3) 誤って取り替えた球にストロークを行う

誤って取り替えた球をプレーしたことに對する罰が一般の罰から 1 罰打に軽減された。

規則 9.3 自然の力が動かした球

(例外 2) ドロップ、プレース、リプレースした後に球がコースの他のエリアに動いた場合、その球をリプレースしなければならない。球がアウトオブバウンズに止まった場合にも適用する。

規則 17.1d (2) ペナルティーエリアの球に対する救済（後方線上の救済）

プレーヤーは線上にドロップする事が求められる。

ドロップした時にその球が最初に地面に触れた線上の箇所が救済エリアと定め救済エリアはその地点からどの方向にも 1 クラブレンジスとなる。